

(平成24年2月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 6 件 |
| 国民年金関係 | 6 件 |

奈良厚生年金 事案 1404

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所（現在は、A社）における資格喪失日に係る記録を昭和41年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月30日から同年10月1日まで

昭和34年6月にA社に入社し、平成22年6月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社から提出された人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和41年10月1日にA社B営業所から同社C営業所（厚生年金保険の適用事業所名は、A社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和41年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主が資格喪失日を昭和41年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、

社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年6月から8年2月までの期間、同年8月から11年8月までの期間、13年1月から同年3月までの期間及び同年7月から15年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年6月から8年2月まで
② 平成8年8月から11年8月まで
③ 平成13年1月から同年3月まで
④ 平成13年7月から15年6月まで

会社を退職後、2、3か月は国民年金保険料を納付し、お金がなくなれば免除申請をしていた。国民年金の加入手続をした記憶は無いが、保険料を納付していた時は、私が毎月A市役所で保険料を納付し、免除の申請もした記憶がある。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、オンライン記録から、基礎年金番号が付番された平成11年9月8日の時点で国民年金手帳記号番号が払い出された形跡がうかがえず、申立人の「H7.6.1第1号資格取得、H8.3.25第1号資格喪失、H8.8.10第1号資格取得、H11.9.1第1号資格喪失」の記録が13年6月27日に追加されていることが確認できることを踏まえると、申立期間①及び②当時は国民年金に未加入であったと考えられることから、国民年金保険料を現年度納付又は免除されていたとは考え難い。

また、当該記録追加時点において申立期間①及び②のうち平成8年8月から11年4月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない上、国民年金の制度上遡って保険料の免除を申請することはできない。

申立期間③について、オンライン記録から、申立人について平成13年4月20日に加入勧奨対象者一覧が作成されていること、及び申立人の「H13.4.

1 第 1 号資格喪失」の記録が同年 6 月 27 日に追加されていることが確認できることから、申立期間③当時も国民年金に未加入であったと考えられ、申立期間③の国民年金保険料を現年度納付又は申請免除されていたとは言い難い。

申立期間④について、オンライン記録から、申立人について平成 15 年 2 月 25 日に加入勧奨対象者一覧が作成されていることが確認できることから、当該時点以前は国民年金に未加入であったと考えられ、当該時点以前に申立期間④の国民年金保険料を現年度納付又は申請免除されていたとは言い難い。

一方、申立期間②のうち平成 11 年 5 月から同年 8 月までの期間及び申立期間③の国民年金保険料については、記録追加時点である 13 年 6 月 27 日時点において過年度納付が可能であり、申立期間④の国民年金保険料については、加入勧奨対象者一覧が作成された 15 年 2 月 25 日から申立人の「H15. 7. 1 第 1 号資格喪失」の記録が追加されている同年 7 月 4 日までの期間に国民年金に関する手続がされた形跡があり、当該手続時点において現年度納付及び過年度納付が可能であるところ、申立人は遡って国民年金保険料を納付した記憶は無く、領収済通知書綴りに申立人の申立期間に係る領収済通知書は確認できず、申立人がそれぞれの時点において申立期間の国民年金保険料を遡って納付した事情はうかがえない。

また、申立人は会社を退職後に国民年金の加入手続をした記憶が無く、申立期間に係る具体的な納付状況及び免除の状況が曖昧である上、申立期間②の一部、申立期間③及び④は基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月以降であり、国民年金保険料の収納事務が電算処理化され、記録管理の強化が図られており、納付記録が欠落する可能性が極めて低いものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたこと又は免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月から5年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月から5年3月まで

私は、20歳に到達した平成4年*月に母親から「国民年金に加入し免除申請の手続をすれば、国民年金保険料は全額免除となるので、必ず手続をするようにしなさい。」と勧められ、A市役所の窓口で国民年金の加入手続と同時に免除申請の手続を行った。

当時、母子家庭であり、学生で無収入であったことから、平成4年11月から大学を卒業した8年3月までの期間については、全額免除期間とされているはずである。

しかしながら、全額免除期間とされているのは、平成5年4月以降であり、申立期間は未納の記録となっており、事実と相違があるため、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳に到達した平成4年*月に国民年金の加入手続と同時に免除申請の手続を行った。」としているが、申立人の国民年金手帳記号番号よりも前の番号の国民年金被保険者については、昭和48年度生まれの者が多くみられることから、申立人の国民年金の加入手続は48年度生まれの者が20歳に到達した平成5年度に行われたと推認され、この時点を基準にすると、遡って申立期間の保険料の免除を申請することは、制度上できない。

また、制度上、申請免除の承認期間は申請月の前月からとされているところ、オンライン記録によると、申立人の申請月は平成5年5月となっていることから、前月の同年4月から申請免除の承認が行われたものと推認され、申立期間の保険料について申請免除の承認を受けることはできなかったものとみられる。

さらに、オンライン記録によると、平成6年8月9日に国民年金保険料の過年度納付書が作成されていることが確認でき、申立人の納付記録を踏まえると、当該納付書はこの時点で未納とされていた申立期間のものと考えられ、仮に申請免除が承認されていれば、この過年度納付書が作成されることはないことから、申立期間について申請免除の承認を受けていたとは考え難い。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間の国民年金保険料を免除申請の手続をした記録は見当たらず、これはオンライン記録とも一致する上、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（国民年金保険料免除承認通知書）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 38 年 3 月まで
国民年金保険料が未納と記録されている期間があるが、申立期間以後については保険料が完納されており、未納期間があることに疑問を持っている。申立期間については不明だが、居住している地区では 20 年ほど前まで自治会による集金が行われていたことを覚えている。申立期間の国民年金保険料が納付されているはずなので、調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は既に死亡しており、申立人の長女、次女及び次男は申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間当時の具体的な納付状況が不明である。

また、申立期間に申立人と同居していた申立人の妻の申立期間に係る国民年金保険料についても未納であり、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付を裏付ける事情はうかがえない。

さらに、オンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、国民年金被保険者台帳、A 市に係る国民年金被保険者名簿及び申立人の子が所持している国民年金老齢年金裁定通知書からは申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付を確認することができない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 1230

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 38 年 3 月まで
国民年金保険料が未納と記録されている期間があるが、申立期間以後については保険料が完納されており、未納期間があることに疑問を持っている。申立期間については不明だが、居住している地区では 20 年ほど前まで自治会による集金が行われていたことを覚えている。申立期間の国民年金保険料が納付されているはずなので、調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は既に死亡しており、申立人の長女、次女及び次男は申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間当時の具体的な納付状況が不明である。

また、申立期間に申立人と同居していた申立人の夫の申立期間に係る国民年金保険料についても未納であり、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付を裏付ける事情はうかがえない。

さらに、オンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、国民年金被保険者台帳、A 市に係る国民年金被保険者名簿及び申立人の子が所持している国民年金老齢年金裁定通知書からは申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付を確認することができない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月まで

私は、昭和 54 年 9 月 * 日に結婚したのを契機に、元夫が勤務していた事業所の社長の勧めで、同年 10 月から、A 市で元夫の分と一緒に国民年金保険料の納付を開始したと思う。元夫との結婚期間中は、元夫の分と一緒に国民年金保険料を継続して納付していたはずであり、申立期間について未納とされていることに納得がいかないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金に加入した場合に払い出される国民年金手帳記号番号は昭和 56 年 4 月 2 日に B 市において申立人に対して払い出されており、A 市において申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、申立人はこの頃国民年金の加入手続を行ったものと推認される。

また、申立人が所持する年金手帳によると、その住所は B 市から記載されていることから、当該年金手帳は、少なくとも申立人が同市に転入した昭和 56 年 3 月 19 日以降に発行されたものであると考えられる。

さらに、申立人は国民年金保険料を元夫の分と一緒に納付していたとしているが、申立期間直後の住所地である B 市の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人は元夫との婚姻期間中である昭和 55 年度分について、同市において納付している一方、A 市の元夫に係る国民年金被保険者名簿によると、元夫は同年度分について同市で納付していることが確認できることから、申立人の主張と相違する。

加えて、申立人に係る国民年金被保険者台帳及び B 市の国民年金被保険者名簿によると、そのいずれにも申立期間について、未納とされていることが

確認できる。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は申立人自身が行っていたと思うとしているが、加入手続等に関する記憶が曖昧であることから、申立期間当時の加入手続及び保険料納付の状況等が不明である上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成19年10月から20年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年10月から20年6月まで

私は、平成19年10月に会社を退職したので、その翌月2日に社会保険事務所（当時）へ行き、厚生年金保険から国民年金への変更手続きを行い、国民年金保険料の免除を申し出たが、申立期間の保険料が未納とされている。申立期間が免除とされていないことに納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について免除申請を行ったと主張しているところ、平成19年11月2日付けの社会保険事務所の年金相談申出書に記載されていた相談内容では、申立人が国民年金第2号被保険者から第1号被保険者への種別変更届及び年金手帳の再交付申請書に関する相談を行ったことは確認できるものの、申立人が主張する申立期間に係る免除申請の相談及び免除申請書の受付を行ったことは確認できない。

また、オンライン記録によると、申立期間中の平成20年4月15日に申立人に対して国民年金保険料の納付督促を行った記録が確認でき、その備考欄に「本人 働いていないので納付無理 免除用紙希」との記載が確認できることから、当時、申立期間は保険料の未納期間として取り扱われており、免除期間とはされていなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（免除承認決定通知書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。